

一橋大学国際学生宿舎 入居者 募集 HITOTSUBASHI UNIVERSITY International Dorm.

一橋大学国際学生宿舎の入居者を以下のとおり募集します。

- 募集室数
rooms 単身室 3室 3single rooms
家族室 1室 1family rooms (with spouse & children)
※ 優先順位有り。順位は別紙一橋大学国際学生宿舎優先順位のとおりに
- 入居期間
period 2017.10.1~2019.9.25 (最長2年間 2years at longest)
※ 在学期間が入居期間より短い場合は在学期間終了まで
- 応募資格
qualifications 在留資格が留学の学部・大学院の正規生 ※再応募 可 再応募の場合は入居期間は1年
regular course students (Graduate & Under Graduate)
※Re-application 1years at longest
- 家賃等
rent 単身室 ¥10,800/月 month 清掃費 Restoration Fee ¥12,000
家族室 ¥19,100/月 month 清掃費 Restoration Fee ¥46,000
(共益費含む common fee included)
※各部屋の光熱水費等は実費 utility charges of each room extra
- 申請書
Application form 留学生担当 (東2-109) で配布
Forms are available at International Student Office.
- 提出期限
Submission Deadline 2017/7/21 Friday (金) 12:00 留学生担当へ提出
Submitted to the Student Dormitory Section.
- 結果発表
Result announcement 2017/7/28 Friday (金) 13:00 留学生係掲示板で発表
Posted on the International Student Office bulletin board.
- 単身室について
 - UEC Port 学生宿舎 (ドーム絆・ドーム友達) に入居募中の人は応募できません。
Applicants who are currently in the UEC Port dormitory can't apply.
 - 応募時に国費・政府派遣・高額奨学金受給者又は内定している者は応募できません。
When applying, students receiving MEXT_scholarship or government_scholarship or expensive scholarship stipendiary or the person decided informally can't apply.
 - 入居中に、国費・政府派遣・高額奨学金受給が決定した者の入居期間は、支給が決定した直後の9月25日又は3月25日です。
The tenancy period of those who have decided to receive MEXT_scholarships, government_scholarships and expensive scholarships during their tenancy is September 25 or March 25 immediately after payment is decided.

※宿舎について ABOUT THE DORM.

本学から 約1時間10~20分 about one hour & 10-20minutes from UEC

住 所 小平市学園西町一丁目 29 の1

Address 29-1 Gakuen-nishi-machi 1choume, Kodaira-shi, Tokyo

行き方 調布 → 分倍河原 → 府中本町 → 新小平 → 宿舎

Access (京王線) (JR南武線) (JR武蔵野線) (徒歩)

Chofu→Bubaigawara→Fuchuhonmachi→Shinkodaira→Dorm.

Keio line JR Nanbu line Musashino line Walk

設 備 ベッド bed、衣類ダンス wardrobe、机 desk、椅子 chair、本棚 bookshelf、

Equipment 冷蔵庫 refrigerator、電話機 telephone

家族室にはほかに 食器棚、洗濯機、乾燥機、電子レンジ、テレビ、炊飯器、子供用二段ベッド、子供用勉強机など もあります。

Family room has also cupboard, washing-machine, microwave, TV, rice-cooker, bunk beds for kids, etc.

(単身室のキッチン・シャワーは共用です。Kitchen & shower of single room are common use.)

国際学生宿舎詳細 <http://isdak.sakura.ne.jp/> (問い合わせ先)

学生課留学生担当 (東2-109)

電話 : 042-443-5112

E-MAIL : ryugakusei-k@office.uec.ac.jp

一橋大学国際学生宿舎入居申請にあたっての注意事項

●応募資格を満たしても下記のいずれかの者は申請を取り消します。

- ・授業料、寮費、家賃、公共料金等の滞納常習者または、近隣の住人に迷惑行為を行う常習者
- ・住所変更または、一時帰国届の提出を怠る常習者
- ・問題を起し寮の許可取消し（取消しに準ずる処分も含む）になった者
- ・アパート等の契約を強制解除になった者
- ・在留資格が留学でない者
- ・夫婦室及び家族室を申請の場合、夫婦及び家族の証明ができない者
- ・夫婦室及び家族室を申請の場合、配偶者が就労可能な在留資格の場合
- ・現在、本学推薦の寮に入居し、その寮の入居期限が2017年9月の以外の者
- ・寮費を4ヶ月以上滞納した事がある者

●抽選

- ・同一条件で同順位の場合は抽選を行います。抽選をする場合は7月28日（金）13:00に留学生係掲示板にてお知らせします。抽選日時は7月28日（金）16:30となります。留学生担当まで来てください。
- ・抽選は必ず申請者がクジを引きます。申請者が上記日時に不在の場合、留学生担当が代理でクジを引きます。

●申請時に必要な物

- ・家族全員分の住民票（家族在住者）
10月初めに国際学生宿舎入居説明会を実施しますが、事前に主な注意事項を以下に記載しましたので確認してください。
- ・合格通知書のコピー（平成29年10月入学者）

●確認事項

- ・一橋大学国際学生宿舎は寮の交流イベントが多いです。他の寮生と交流できない人は入居できません。
- ・入居後、「通学に時間がかかる」、「グラウンドがうるさい」など、安易な理由での期限前退居は、退去後、電気通信大学の管理する寮の申請は今後不可とします。（申請前に環境を確認し、申請して下さい）。また、在寮1年未満での、他の寮の申請は不可です。
- ・申請書の氏名及び署名は必ず本人の実筆としてください。
- ・入居は原則10月2日（月）とし、止む無く不可の場合は10月3日～10月10日9:00～18:00に入居すること。
- ・入居予定日を9月22日（金）15時までに、留学生担当へE-mailにて連絡すること。
- ・部屋代・共益費等は、銀行自動引落としが原則となるので、必ず必要な金額（寮費+光熱費+電話料金、インターネット使用料）を通帳に残しておくこと。
- ・また、入居時の部屋代・共益費等の日割り計算は行いません。10月10日に入居した場合も1か月分必要です。
- ・退去する前の月の15日までに申し出ること。
- ・その後に退去の連絡があっても1か月分の宿舎費が必要になります（プラザ管理室で確認）。
- ・国際学生宿舎新入寮ガイダンス（10月2日14:00に実施予定）に必ず出席すること。

●その他

- ・入居許可となった場合、単身室は生活協同組合の火災保険に加入することが入居の条件になります。原則として入居許可開始前に、加入証明書類の提出がない場合は入居許可を取り消します。また、家族または夫婦室については、指定した火災保険に加入することが必須です。（詳細は入居ガイダンス時に説明されます。）
- ・現在アパート等に住んでいる人は、至急、大家さんにアパートを退去する日を伝え、10月分の家賃が発生しないようにしてください。
- ・家具・冷蔵庫は各部屋にあり、洗濯機は共用の物があるので、持ち込まないでください（置くスペースもない）。

●必ず守らなければならないこと

- ・騒音等、他の居住者に迷惑がかからないように、配慮すること。（国際学生宿舎建物内全面禁煙）
- ・入居者以外を（家族であっても）建物内に入れないこと。
- ・夫婦室及び家族室は、入居1ヶ月以内には家族が同居していること。
- ・共用部分（キッチン・談話室・シャワー・洗濯機等）は、お互い譲り合って使用すること。
- ・廊下に私物を置かないこと。
- ・インターネット使用の場合、必ず各自で契約すること。
- ・その他、新入寮ガイダンスにおける注意事項を守ること。
- ・居住にあたっては、国際交流プラザ管理室からの注意を聞くこと、守ること。

◎ 注意を受けたにも関わらず、上記の「必ず守らなければならないこと」が守られない場合、退去を命ぜられることがあります。

* 保険には、必ず入ること。

○国民健康保険 and ○学研災 付帯 学生生活総合保険 and ○大学生生活の火災共済